

# 社会教育施設・社会体育施設・学校施設 の使用料及び予約方法について

## ◎施設使用料金について

町の社会教育施設等の維持管理に必要な財源を公費だけでまかなうのではなく、施設を使用する方へのサービスの対価として、受益者負担の適正化を図り、一定のご負担をお願いしています。

### ☆社会教育施設

(1団体の料金)

使用時間 名称 部屋名		入場料を徴収しないもの			入場料を徴収するもの		
		午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から5時)	夜間 (午後6時から10時)	午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から5時)	夜間 (午後6時から10時)
本宿地区 学習等供用施設	学習室	300円	400円	500円	500円	600円	800円

入場料：参加者が、催し物へ参加するときに支払う料金。

※使用時間区分を超えて、引き続き使用する場合(午前から午後、午後から夜間または1日使用する時)の中間時間(正午～午後1時、午後5時～6時)は、使用料はいただきません。

★町外使用人数が町民使用人数を超えた場合、料金表の「入場料を徴収するもの」の3倍です。

### ☆学校施設

(1団体の料金)

施設	時間	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	午後5時から午後9時30分まで (1時間につき)
	1教室		100円
体育館(全面)		200円	400円
体育館(半面)		100円	200円
校庭		200円	400円

★町内の学校施設(大久野小学校・平井小学校・本宿小学校・大久野中学校・平井中学校)

★平井小学校・大久野中学校の多目的ホールは、1教室に該当します。

★30分以内は1/2に減額になります。

★町内在住在勤以外の使用は、料金表の3倍です。

## ☆社会体育施設

施設名		区分	1時間につき		
			町内在住者	左記以外の者	入場料の類を徴収する者
日の出町民グラウンド	グランド使用	野球・ソフトボール・サッカー等	400円	1,200円	2,400円
	夜間照明	全灯	3,000円	9,000円	18,000円
		半灯	1,500円	4,500円	9,000円
日の出町塩田テニスコート	テニスコート1面		400円	1,200円	2,400円
スポーツパーク・やすらぎとふれあいの丘	テニスコート1面		400円	1,200円	2,400円
スポーツと文化の森 谷戸沢グラウンド	野球・ソフトボール・サッカー等	1,000円			2,000円
		子ども(中学生以下) 500円			
スポーツと文化の森 谷戸沢サッカー場	サッカー等	6,000円			12,000円
		子ども(中学生以下) 3,000円			

### 備考

- 1 使用は、原則として1回2時間までとする。
- 2 使用時間は、各施設それぞれ午前9時から日没までとする。ただし、町民グラウンドについては、4月から10月までの間は午前8時から、谷戸沢グラウンド及び谷戸沢サッカー場については、午前7時から使用できるものとする。
- 3 照明時間は、日没から午後9時30分までとする。
- 4 1時間未満の使用料は、次の区分によるものとする。
  - (1) 30分以内 上表の使用料に100分の50を乗じた額
  - (2) 30分超1時間未満 上表のとおり
- 5 町内在住者とは、使用者全員が町内に住所を有する者又は勤務場所がある者をいう。
- 6 子どもとは、中学生以下の者をいう。

- ・平成27年4月1日より町民グラウンドにおいて照明を使用する場合、グラウンド使用料と照明使用料を合算した金額となります。

例) 町内在住の方で、ナイター半灯2時間使用の場合

・施設使用料：2時間 × 400円 = 800円

・夜間照明料：2時間 × 1,500円 = 3,000円

合計 3,800円

※使用申請書は、日の出町教育委員会へ使用する7日前までに提出をお願いします。  
また、キャンセルする場合、7日前までに届け出ないと返金はありません。

## ◎予約方法について

### ①社会教育施設・社会体育施設（谷戸沢グランド・サッカー場は③参照）

全ての方が平等に使用できるように、以下の予約方法としています。（学校施設を除く。）

#### ☆予約申込み方法

申込は2ヶ月毎で、下表の予約受付期間内に担当課「窓口」「電話」「FAX」「メール」で申込みをしてください。希望日時が重複した場合、20日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）に抽選を行い、結果を町から連絡します。ただし、抽選可能な利用回数は、1ヶ月あたり団体又は個人各々8回までとさせていただきます。

尚、社会教育施設は、公演等の事業のときは、使用日の属する月の6月前の初日から予約できますのでご相談ください。

施設使用月	予約受付期間	抽選日
令和3年8月・9月	令和3年 5月10日～17日	令和3年 5月20日
令和3年10月・11月	令和3年 7月10日～15日	令和3年 7月20日
令和3年12月・令和4年1月	令和3年 9月10日～15日	令和3年 9月21日
令和4年2月・3月	令和3年11月10日～15日	令和3年11月22日
令和4年4月・5月	令和4年 1月10日～17日	令和4年 1月20日
令和4年6月・7月	令和4年 3月10日～15日	令和4年 3月22日

#### ★抽選を必要としない予約（社会教育施設・社会体育施設共通）

抽選を必要としない予約受付は、各月25日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）の午前8時30分から先着順にて行います。なお、予約可能回数に制限はありません。

### ②学校施設

#### ★学校施設の予約方法

学校施設(体育館・校庭)は、予約受付を行っておりません。直接学校へ行き使用が可能か確認をしていただき、各学校にあります「日の出町学校施設使用申請書」を記載申請して、学校長の確認署名・押印を受けましたら、教育委員会に申請書の提出と使用料の納付を行ない、許可書を受領してください。（学校の行事等で使用ができない場合がありますので、必ず学校へ確認をしてください。）

使用料の納付及び許可書の交付については、文化スポーツ課の窓口になります。

### ③スポーツと文化の森・谷戸沢グラウンド・サッカー場

☆予約抽選可能回数

「1団体」または「1個人」の「1ヶ月当たり」

場所 曜日	谷戸沢グラウンド (年間)	谷戸沢サッカー場 (5月～10月)
平日	4週2回まで	4週2回まで
土・日・祝日	(土・日共に5週の場合3回まで)	(土・日共に5週の場合3回まで)

☆使用可能期間

施設使用月	予約受付期間	抽選日
令和3年10月	令和3年 4月10日～15日	令和3年 4月20日
令和3年11月	令和3年 5月10日～17日	令和3年 5月20日
令和3年12月	令和3年 6月10日～15日	令和3年 6月21日
令和4年 1月	令和3年 7月10日～15日	令和3年 7月20日
令和4年 2月	令和3年 8月10日～16日	令和3年 8月20日
令和4年 3月	令和3年 9月10日～15日	令和3年 9月21日
令和4年 4月	令和3年10月10日～15日	令和3年10月20日
令和4年 5月	令和3年11月10日～15日	令和3年11月22日
令和4年 6月	令和3年12月10日～15日	令和3年12月20日
令和4年 7月	令和4年 1月10日～17日	令和4年 1月20日
令和4年 8月	令和4年 2月10日～15日	令和4年 2月21日
令和4年 9月	令和4年 3月10日～15日	令和4年 3月22日

#### 谷戸沢グラウンド・サッカー場共通事項

- ・使用できる方は、多摩地区在住者で、実際に使用する方の半数以上が多摩地区在住者であることが条件です。
- ・大会、試合のみの使用で、練習では使用できません。
- ・使用時間は、午前7時～午後5時までです。(準備・片付け時間を含みます。)
- ・使用回数の制限は、継続的に使用する場合は2週間で合計2日を限度とし、2週連続して4日間の使用はできません。
- ・使用責任者は予約した日から2週間以内に教育委員会へ、「日の出町体育施設使用申請書」の提出と使用料の納付を行ない、許可書を受領してください。2週間を過ぎた場合、予約を取り消す場合があります。なお、お支払いした使用料は返金しません。(雨天等で使用できない場合は除きます。)

#### 谷戸沢グラウンド

- ・年間を通して使用できます。(年末年始(12/29～1/3)や町の事業等で支障がある日を除く。)

#### 谷戸沢サッカー場

- ・5月から10月末までの期間に使用できます。(年末年始(12/29～1/3)や町の事業等で支障がある日を除く。)

お問合せ先

日の出町教育委員会 文化スポーツ課

社会教育係 ☎ 042 (588) 5794 スポーツ振興係 ☎ 042 (588) 5806

係共通 ✉ [bunka@town.hinode.tokyo.jp](mailto:bunka@town.hinode.tokyo.jp) FAX 042 (597) 6698

令和3年3月 現在